

鹿角市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

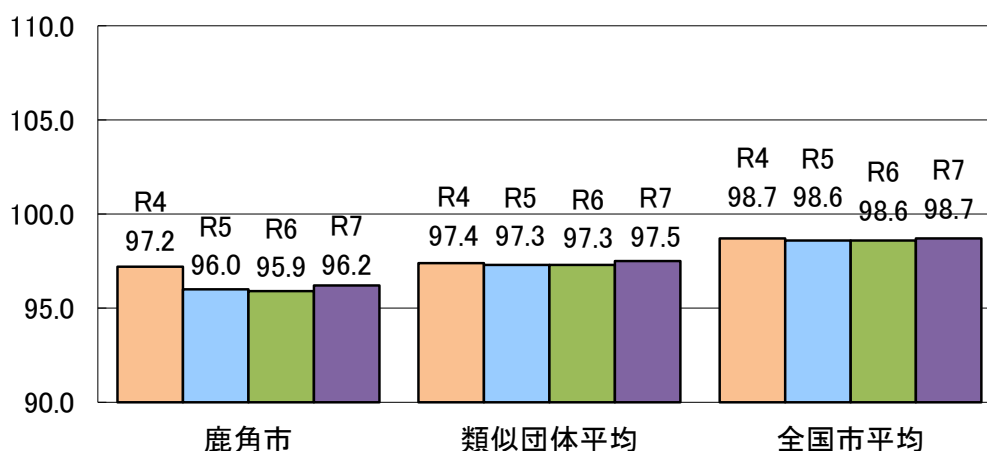
区分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	人 27,069	千円 20,484,261	千円 615,981	千円 2,370,457	% 11.6	% 10.6

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 246	千円 950,609	千円 138,920	千円 379,030	千円 1,468,559	千円 5,970	千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職手当・児童手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付き短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレース指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

該当なし

(4) 給与改定の状況

記載不要

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

実施 ・ 未実施]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 令和7年4月1日
（内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。（国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なりは実施していない。）

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準20%に対し、鹿角市においても20%を支給。
（実施時期） 平成28年1月1日より実施。

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鹿角市	41.9 歳	321,700 円	363,946 円	347,171 円
秋田県	42.8 歳	333,500 円	396,700 円	357,900 円
国	41.9 歳	332,237 円	- 円	414,480 円
類似団体	42.6 歳	327,221 円	383,976 円	354,371 円

②技能労務職

該当者なし

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		鹿 角 市	秋 田 県	国
一般行政職	大 学 卒	227,201 円	227,201 円	220,000 円
	高 校 卒	195,880 円	195,880 円	188,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年
一般行政職	大 学 卒	297,019 円	0 円	369,646 円	399,491 円
	高 校 卒	248,451 円	304,782 円	329,171 円	369,429 円

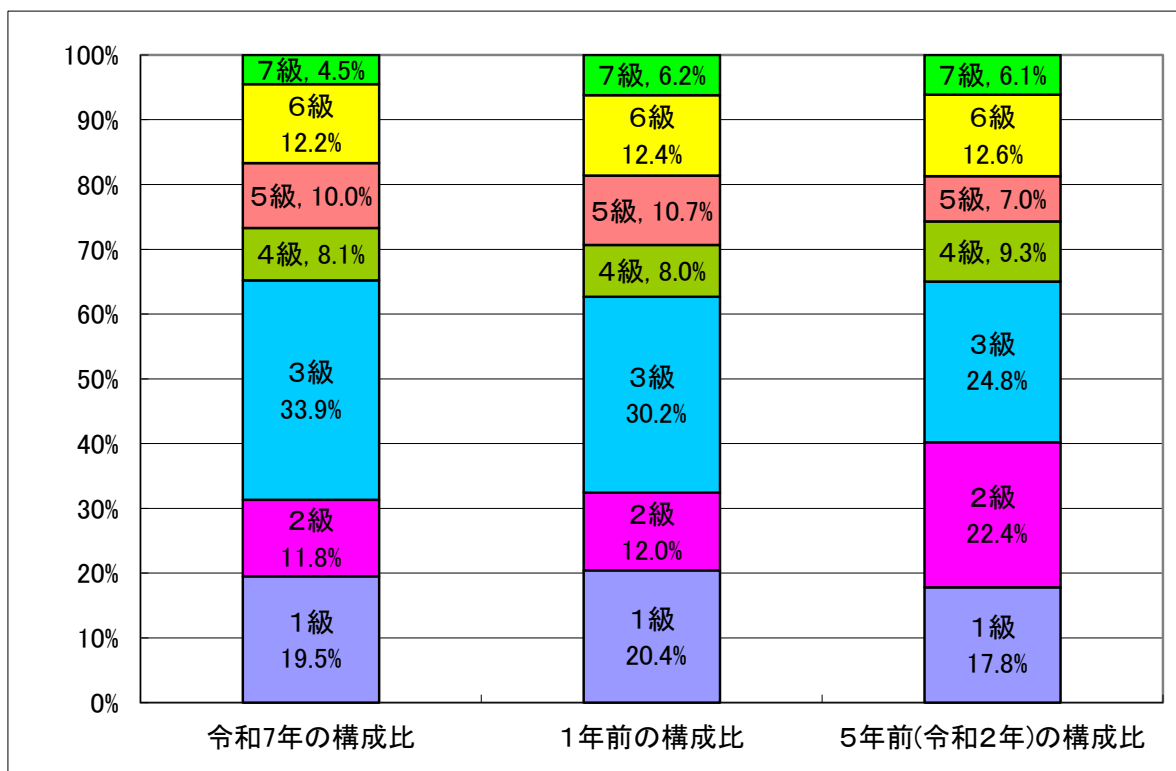
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

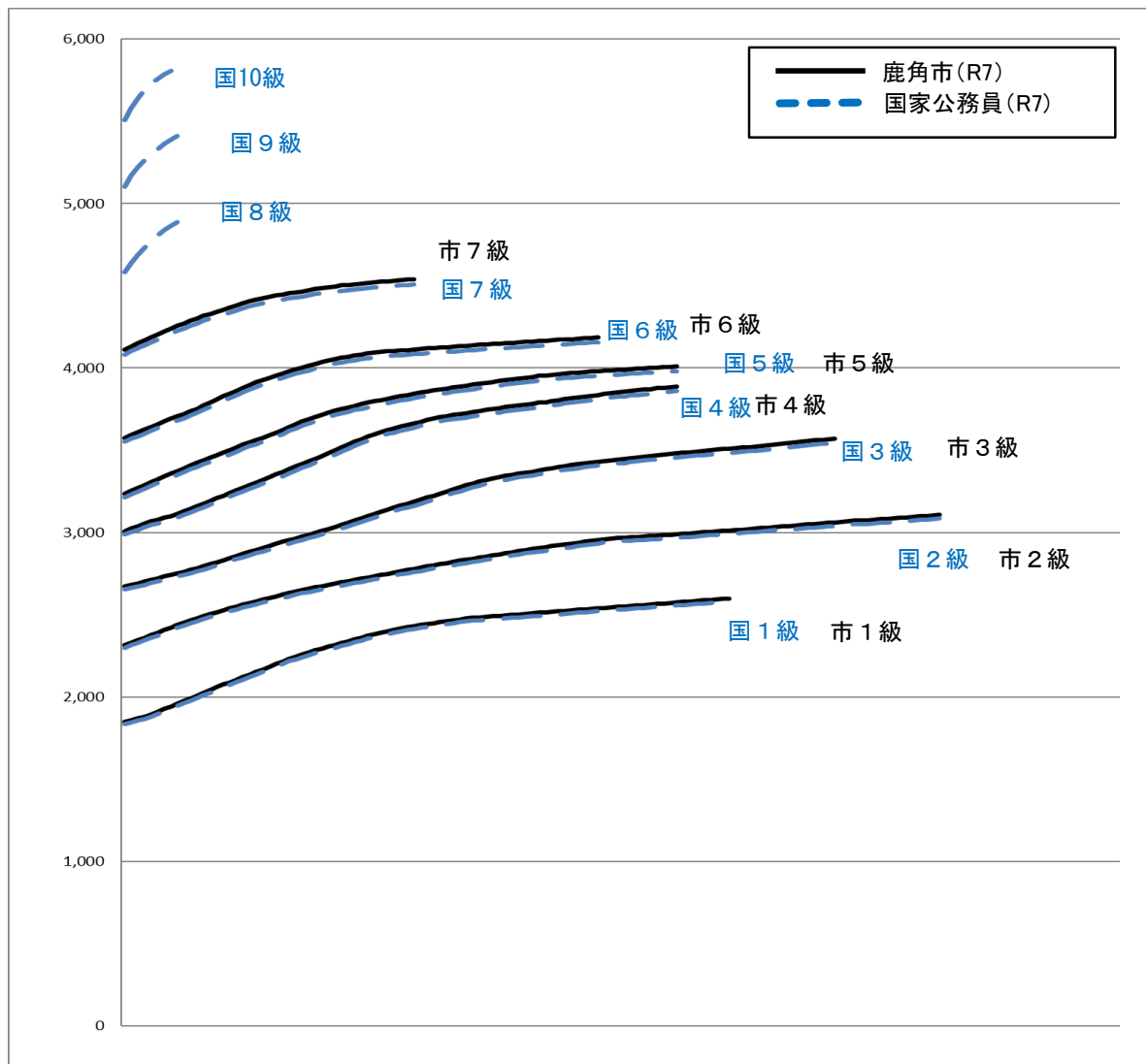
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の月額	最高号給月額
7級	部長、次長	10人	4.5%	411,198円	454,101円
6級	課長	27人	12.2%	357,721円	418,651円
5級	主幹	22人	10.0%	323,581円	401,027円
4級	副主幹	18人	8.1%	300,921円	388,841円
3級	主査	75人	33.9%	267,183円	357,218円
2級	主任	26人	11.8%	231,633円	310,698円
1級	主事	43人	19.5%	184,802円	259,932円

(注) 1 鹿角市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（鹿角市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鹿 角 市	秋 田 県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,652 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,794 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15% (国を上回る加算措置となっている場合、その理由)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（鹿角市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

鹿 角 市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
調整率 83.7/100 (国を上回る割合としている場合、その理由)	調整率 83.7/100
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算) (退職時特別昇給 制度なし)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%加算)
自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額 5,605千円 17,619千円	—

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	0 円

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		326 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		16,275 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		7.4 %		
手当の種類(手当数)		8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業従事手当	感染症防疫作業従事職員	感染症患者もしくは感染症の疑いのある患者の救護、感染症の病原体の付着の危険性がある物件の処理作業	0 千円	1日につき300円
精神衛生業務従事手当	精神衛生業務従事職員	精神病患者を精神病院に移送する業務	2 千円	1日につき300円
行旅病人及び行旅死亡人取扱従事手当	行旅病人及び行旅死亡人取扱従事職員	行旅病人又は行旅死亡人取扱作業	0 千円	1日につき3,000円
家畜伝染病防疫作業従事手当	農林課職員	家畜の伝染病防疫のうち、人体に感染するものが発生又は発生するおそれがある作業	0 千円	1日につき300円
社会福祉業務従事手当	福祉事務所職員(ケースワーカー等)	福祉事務所に勤務する現業の業務又は指導監督の業務	218 千円	1日につき300円
保健師活動従事手当	保健師	家庭訪問	80 千円	1日につき300円
用地交渉従事手当	用地交渉従事職員	用地の取得または用地の取得に伴う物件もしくは権利の補償に関し、現地において当該所有者又は権利者と直接面接して行う交渉業務のうち特に困難なもの	0 千円	1日につき300円
徴収事務従事手当	市税等の徴収に従事した職員	市税及び市税以外の収入の徴収または滞納処分事務のため外勤したとき	26 千円	1日につき300円

(5) 時間外勤務手当(休日勤務手当を含む)

支給実績(令和6年度決算)	47,183 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	202 千円
支給実績(令和5年度決算)	49,341 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	235 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)		18,492千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額(月額)
全域	世帯主である職員(扶養親族有)	17,800円
	世帯主である職員(扶養親族無)	10,200円
	その他の職員	7,360円

(7) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	<p>■扶養親族のある職員</p> <p>▽配偶者…6,500円</p> <p>▽配偶者以外…1人につき子13,000円、子以外6,500円</p> <p>▽満15歳に達する日以後最初の4月1日から満22歳に達する日以後最初の3月31日までの子1人につき5,000円を加算</p>	同じ		29,605 千円	231,288 円
住居手当	<p>■自らの居住のため住居を借受け家賃月額12,000円以上を支払っている職員</p> <p>▽家賃月額23千円以下の場合 家賃月額-12,000円</p> <p>▽家賃月額23千円を超え55千円未満の場合 (家賃月額-23,000円) ×1/2+11,000円</p> <p>▽家賃月額55千円以上の場合 27,000円</p>	同じ		12,869 千円	268,094 円
通勤手当	<p>■通勤距離が片道2km以上で交通機関又は自動車等を使用する職員</p> <p>▽交通機関等を利用する場合 実費 (限度額 55,000円)</p> <p>▽自動車等を利用する場合 通勤距離により2,000円～31,600円</p>	一部異なる	自動車等を使用する職員についての距離区分及	11,478 千円	47,627 円
管理職手当	<p>■管理又は監督の地位にある職員のうち職務の級が行政職給料表6級及び7級の職にある職員</p> <p>▽部長級…57,500円</p> <p>▽次長級…48,600円</p> <p>▽課長級…37,100円</p> <p>▽政策監…28,800円</p>			21,686 千円	442,567 円
寒冷地手当	<p>■毎年11月から翌年3月までの各月の初日に在職する職員</p> <p>▽扶養親族を有する場合…月額19,800円</p> <p>▽扶養親族を有しないが、居住のため一戸を構えている場合又は下宿等の一部屋を専用している場合…月額11,400円</p> <p>▽その他…月額8,200円</p>	同じ		18,702 千円	66,791 円
管理職員 特別勤務手当	<p>■管理職手当の支給対象となる職員</p> <p>▽臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日・休日等に勤務した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当57,500円を受ける者…10,000円 ・ " 48,600円を受ける者…8,000円 ・ " 37,100円を受ける者…6,000円 ・ " 28,800円を受ける者…4,000円 <p>※6時間を超える場合は当該額の150/100を支給</p> <p>▽災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日深夜に勤務した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当57,500円を受ける者…6,000円 ・ " 48,600円を受ける者…5,000円 ・ " 37,100円を受ける者…4,000円 ・ " 28,800円を受ける者…3,000円 			403 千円	17,522 円

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	822,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額
	副 市 長	652,000	円	985,000 円 / 391,500 円 790,000 円 / 420,000 円
報 酬	議 長	401,000	円	545,000 円 / 230,000 円
	副 議 長	362,000	円	475,000 円 / 200,000 円
	議 員	342,000	円	442,000 円 / 180,000 円
期 末 手 当	市 長	(令和6年度支給割合)		
	副 市 長	3.25 月分		
退 職 手 当	議 長	(令和6年度支給割合)		
	副 議 長	3.25 月分		
	議 員	3.25 月分		
	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	822,000円×勤続月数×47/100	18,544,320円	任期毎
		652,000円×勤続月数×28/100	8,762,880円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

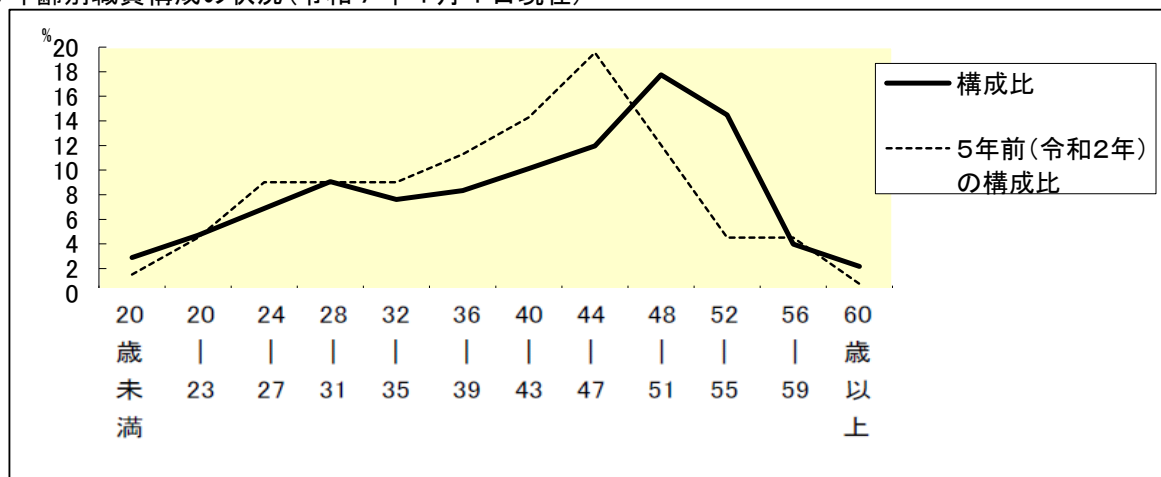
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和7年		
普通会計部門	議会	5	6	1	業務体制の充実
	総務	76	80	4	
	税務	18	18	0	業務体制の見直し等
	労働	1	1	0	
	農林水産	32	29	-3	
	商工	12	12	0	
	土木	16	15	-1	
	民生	33	34	1	業務体制の充実
	衛生	17	16	-1	業務体制の見直し等
	計	210	211	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 77.95 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 86.20 人)
教育部門	36	36	0		
消防部門	—	—	—		
小 計	246	247	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 91.25 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 110.71 人)	
公営企業等	水道	7	5	-2	
	下水道	3	4	1	
	その他	20	20	0	
	小 計	30	29	-1	
合 計	276 [310]	276 [310]	0 [0]	人口1万人当たり職員数 101.96 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	8人	13人	19人	25人	21人	23人	28人	33人	49人	40人	11人	6人	276人

(3) 職員数の推移

(単位 : 人・%)

年 度 部門別	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	203	202	204	204	210	211	8 (3.9%)
教育	33	31	33	36	36	36	3 (9.1%)
消防	—	—	—	—	—	—	(%)
普通会計	236	233	237	240	246	247	11 (4.7%)
公営企業等会計	30	31	31	30	30	29	△1 (△3.3%)
総合計	266	264	268	270	276	276	10 (3.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和6 年度	593,117	△ 21,220	38,091	6.42	5.99

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費6,223千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6 年度	7人	千円 28,215	千円 4,220	千円 11,879	千円 44,314	千円 6,331

(参考) 全国市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
鹿 角 市	47.1 歳	336,337 円	473,144 円
全国市町村平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鹿 角 市	鹿角市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,697 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,652 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職務の級による加算措置 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職務の級による加算措置 役職加算 5%~15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

鹿 角 市	鹿角市(一般行政職)
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)
(退職時特別昇給 制度なし)	(退職時特別昇給 制度なし)
1人当たり平均支給額 -	1人当たり平均支給額 5,605千円 17,619千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	0 円

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	34 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	4,886 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	100.0 %			
手当の種類(手当数)	3			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
徴収手当	水道料金等収入金の徴収事務のため外勤した職員	水道料金等収入金の徴収事務	0 千円	1日につき300円
緊急作業手当	勤務時間外に発生した水道の配水管及び給水装置等の水道施設が故障した場合において、当該故障について管理者が認定する修理作業に従事した職員	正規勤務時間外の水道施設の緊急作業	6 千円	1回につき300円
塩素取扱手当	塩素滅菌装置の取扱いに従事した職員	塩素滅菌装置の取扱	28 千円	1日につき300円

オ 時間外勤務手当（休日勤務手当を含む）

支給実績(令和6年度決算)	1,433 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	239 千円
支給実績(令和5年度決算)	1,557 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	260 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ■扶養親族のある職員 ▽配偶者…6,500円 ▽配偶者以外…1人につき13,000円、子以外6,500円 ▽満15歳に達する日以後最初の4月1日から満22歳に達する日以後最初の3月31日までの子1人につき5,000円を加算 	同じ		1,260 千円	252,000 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ■通勤距離が片道2km以上で交通機関又は自動車等を使用する職員 ▽交通機関等を利用する場合 実費（限度額 55,000円） ▽自動車等を利用する場合 通勤距離により2,000円～31,600円 	同じ		264 千円	37,714 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ■管理又は監督の地位にある職員のうち職務の級が行政職給料表6級及び7級の職にある職員 ▽課長級…37,100円 	同じ		637 千円	636,600 円
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> ■毎年11月から翌年3月までの各月の初日に在職する職員 ▽扶養親族を有する場合…月額19,800円 ▽扶養親族を有しないが、居住のため一戸を構えている場合又は下宿等の一部屋を専用している場合…月額11,400円 ▽その他…月額8,200円 	同じ		593 千円	84,714 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6 年度	千円 832,052	千円 1,026	千円 16,426	% 1.97	% 1.84

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6 年度	人 3	千円 10,910	千円 3,165	千円 4,506	千円 18,581	千円 6,194

(参考) 全国市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,187

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び
 定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
鹿 角 市	39.1 歳	314,127 円	436,460 円
全国市町村平均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鹿 角 市	鹿角市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,503 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,652 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職務の級による加算措置 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職務の級による加算措置 役職加算 5%~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

鹿 角 市			鹿角市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	
(退職時特別昇給	制度なし)		(退職時特別昇給	制度なし)	
1人当たり平均支給額	-		1人当たり平均支給額	5,605千円	17,619千円

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	0 円

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		- %		
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
徴収手当	下水道料金等収入金の徴収事務のため外勤した職員	下水道料金等収入金の徴収事務	0 千円	1日につき300円

オ 時間外勤務手当（休日勤務手当を含む）

支給実績(令和6年度決算)	9 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	3 千円
支給実績(令和5年度決算)	102 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	51 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ■扶養親族のある職員 ▽配偶者…6,500円 ▽配偶者以外…1人につき13,000円、子以外6,500円 ▽満15歳に達する日以後最初の4月1日から満22歳に達する日以後最初の3月31日までの子1人につき5,000円を加算 	同じ		240 千円	240,000 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ■自らの居住のため住居を借受け家賃月額12,000円以上を支払っている職員 ▽家賃月額23千円以下の場合 家賃月額-12,000円 ▽家賃月額23千円を超え55千円未満の場合 (家賃月額-23,000円) × 1/2 + 11,000円 ▽家賃月額55千円以上の場合 27,000円 	同じ		220 千円	220,000 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ■通勤距離が片道2km以上で交通機関又は自動車等を使用する職員 ▽交通機関等を利用する場合 実費 (限度額 55,000円) ▽自動車等を利用する場合 通勤距離により2,000円～31,600円 	同じ		107 千円	35,500 円
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> ■毎年11月から翌年3月までの各月の初日に在職する職員 ▽扶養親族を有する場合…月額19,800円 ▽扶養親族を有しないが、居住のため一戸を構えている場合又は下宿等の一部屋を専用している場合…月額11,400円 ▽その他…月額8,200円 	同じ		255 千円	85,000 円